

# P R E S S R E L E A S E

平成 17 年 8 月 3 日  
日本税理士会連合会  
日本公認会計士協会  
日本商工会議所  
企業会計基準委員会  
(順不同)

## **「中小企業の会計に関する指針」の公表について**

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会は、このほど、中小企業、とりわけ新会社法において導入された会計参与が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理を示した「中小企業の会計に関する指針」を公表いたしました。

中小企業の会計処理については、従来、①中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成 14 年 6 月)、②日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」(平成 14 年 12 月)、③日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(平成 15 年 6 月) の 3 つの報告等が存在することから、利用者に少なからず混乱が生じ、それらを統合すべきであるとの指摘が多方面から寄せられておりました。

一方、会社法(平成 17 年 6 月 29 日成立)において、取締役・執行役と共同して計算書類を作成することを職務とする「会計参与」制度の導入が提案されたことから、同制度の適正な運用を図るため、会計参与が拠るべき統一的な会計処理の指針を作成することが期待されました。

こうした指摘等を踏まえ、本年 3 月に関係四団体が主体となり、学識経験者並びに中小企業庁、法務省、及び金融庁のご参加を得て「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会を設置し、上記 3 つの報告書等の統合に向けた検討作業を開始しました。

その後 6 月 13 日に、一応の検討結果を公開草案として公表し、広く各界から寄せられたコメントを分析、検討した上で、8 月 1 日開催の検討委員会において、「中小企業の会計に関する指針」を確定いたしました。

関係四団体においては、この指針が中小企業に受け入れられ、中小企業の会計の質の向上に役立つことを期待するとともに、今後、中小企業の取引実態に合ったより合理性のある指針とするため、継続的にその見直し改訂を行うこととしています。

なお、指針の全文は、関係四団体のホームページに掲載しています。

### <お問い合わせ先>

日本税理士会連合会 (猪瀬 : 03-5435-0931)

<http://www.nichizeiren.or.jp>

日本商工会議所 (荒井 : 03-3283-7837)

<http://www.jcci.or.jp>

日本公認会計士協会 (羽生 : 03-3515-1129)

<http://www.jicpa.or.jp>

企業会計基準委員会 (湯川 : 03-5561-8442)

<http://www.asb.or.jp>

## ＜本指針の概要＞

### 一 総論

#### 1 目的

本指針の目的は、①中小企業が計算書類を作成するに当たり拠ることが望ましい会計処理、②会計参与設置会社が計算書類を作成するに当たり拠することが適当な会計処理を示すことにあ  
る。

#### 2 対象

本指針の適用対象は、いわゆる公認会計士監査を受けるため一般に公正妥当と認められた企  
業会計の基準（以下「会計基準」という。）に基づき計算書類（財務諸表）を作成する公開会  
社等を除く株式会社とする。また、有限会社、合名会社又は合資会社についても、計算書類を  
作成するに当たり本指針に拠ることを推奨している。

#### 3 本指針の作成に当たっての方針

基本的に取引の経済実態が同じであれば、同じ会計処理となるように一つの会計基準を適用  
するべきであり、本指針は、このような考え方を基本としている。一方で、コスト・ベネフィ  
ットの観点から中小企業の規範として活用されやすいよう、簡便な会計処理や、一定の場合に  
は法人税に定める計算方法を会計処理に活用することも認めている。

#### 4 本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

中小企業が計算書類を作成する上で拠ることが望ましい会計処理を網羅的に示すことはおよ  
そ不可能であるため、必要と考えられる会計処理について重点的に言及している。

### 二 各論

#### 1 金銭債権

金銭債権はその債権金額を付すことが原則であり、金銭債権の取得価額が債権金額と異なる  
場合は、取得価額で計上することができるとしている。

#### 2 貸倒損失・貸倒引当金

##### (1) 貸倒損失

貸倒損失については、法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合には、  
貸倒損失として債権金額から控除するとし、損益計算上の表示について示している。

##### (2) 貸倒引当金

「金融商品に係る会計基準」の区分に則した分類に基づいて取立不能見込額を算定するこ

とを原則としている。ただし、中小企業における実務上の便宜を考慮して、法人税法の区分に基づいて算定した貸倒引当金繰入限度額が、原則的な区分に基づいて算定した取立不能見込額に明らかに満たない場合を除き、法人税法上の繰入限度額を採用することも認めている。

### 3 有価証券

有価証券については、「金融商品に係る会計基準」の定めを基礎としつつ、中小企業に対する配慮及び重要性を勘案した取扱いを示している。

### 4 棚卸資産

棚卸資産の評価基準として原価法と低価法を示し、低価法を採用する場合の時価としては、正味実現可能価額が原則であることを明示した上で、実務上の配慮から、再調達可能価額も採用することができることも併記している。また、中小企業の実務を考慮して、中小企業においては広く採用されている最終仕入原価法については、期間損益の計算上著しく弊害がない場合に限り、認めることとしている。さらに、棚卸資産について評価損を計上しなければならない場合について、具体的に例示している。

### 5 固定資産

#### (1) 減価償却

固定資産の減価償却については、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して規則的な償却を行うこととしている。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることも認めている。

#### (2) 減損

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならないこととしている。

具体的には、固定資産としての機能を有していても、①将来使用の見込みが客観的ないこと、又は、②固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には、減損損失を認識するものとしている。

#### (3) ゴルフ会員権

時価があるゴルフ会員権について時価が著しく下落した場合、又は、時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行うこととしている。

### 6 繰延資産

商法上の繰延資産（本来の繰延資産）と法人税法上の繰延資産の取扱いについて個別に述べ、税法固有の繰延資産は、商法上の繰延資産とは区別するために「投資その他の資産」に長期前払費用等の科目を付して表示することを明示している。

### 7 退職給付債務・退職給付引当金

退職給付制度については、次の区分に分けてそれぞれ取扱うこととしている。

- (1) 確定給付型退職給付債務の会計処理－原則法
- (2) 確定給付型退職給付債務の計算方法－簡便的方法
- (3) 中小企業退職金共済制度等の会計処理
- (4) 退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合

なお、本指針適用に伴い新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）については、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性が高いことを考慮して、本指針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができることとしている。

## 8 税効果会計

税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができること、及び繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たっては、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならないこととしている。

## 9 資本・剰余金

自己株式の取得は、他の有価証券の取得と異なり、資本の払戻しの性格を有しているため、取得価額をもって資本の部から控除して表示することとしている。

## 10 その他

本指針では、経過勘定等、金銭債務、引当金、税金費用・税金負債、収益・費用の計上、外貨建取引等、計算書類の注記、後発事象、決算公告と貸借対照表及び損益計算書の例示及びキャッシュ・フロー計算書についても、それらの取扱いを示している。

以上